

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等 (液化石油ガス一般消費者等に係る事故の場合を除く)

- 1 千葉県内の高圧ガス関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガスの輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、**夜間休日を問わず、次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。**

なお、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所においては、同法第23条の規定する**異常現象の通報を優先**させること。

- 2 報告事項は次のとおりとする。

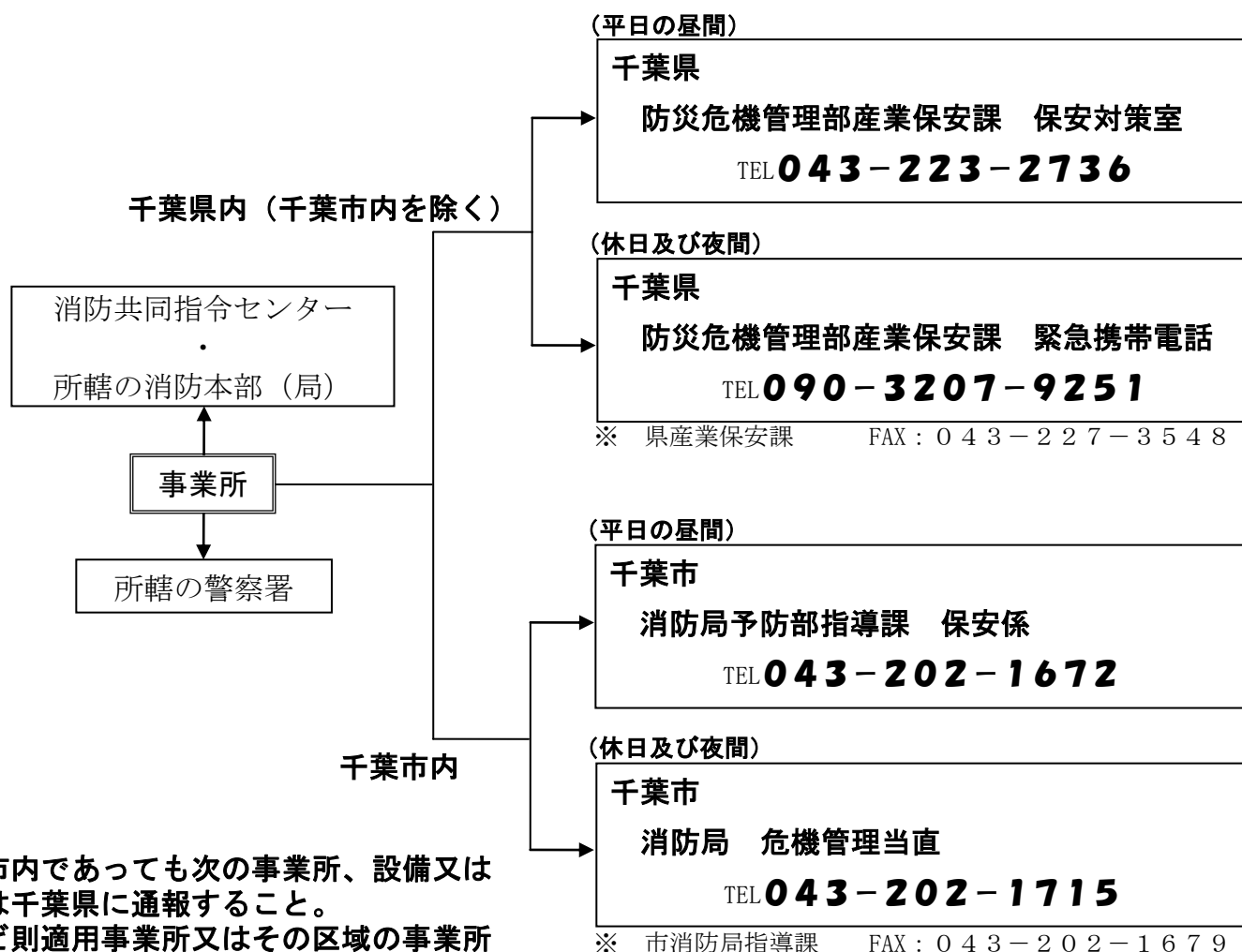
- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所（設備名等を含む）
- (3) 災害等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第1報を通報すること。

(通報した内容が高圧ガスの事故に該当する場合は、追って事故届書を提出すること。)

- 3 高圧ガス関係事業所に係る災害発生時の通報系統 (平成30年4月1日以降)

事故が発生した場合、**発生場所に依じて**下図の通り通報すること。



※千葉市内であっても次の事業所、設備又は施設は千葉県に通報すること。
・コンビ則適用事業所又はその区域の事業所
・液化石油ガス法の適用を受ける設備又は施設